

～ 岐 阜 県 本 部 だ よ り ～

〔1〕平成30年度 第2回法定研修会のお知らせ

平成30年度第2回法定研修会は、下記のとおり開催いたします。ご出席下さいますようご通知致します。

記

【開催日時】 平成30年9月12日（水） 13時30分～16時20分

【開催場所】 岐阜産業会館 5階 第1会議室

岐阜市六条南2丁目11-1 TEL：058-272-3921

【研修内容】 第1部

演題：「宅建業法の改正及び免許申請について」

講師：岐阜県都市建築部 建築指導課 宅建係 主査 大森健太郎氏

第2部

演題：「レインズ利用のガイドラインについて

～トラブル防止のための10の事例～」

講師：（公社）中部圏不動産流通機構 事務局長 阿部智彦氏

第3部

演題：「平成30年度税制改正と贈与税のあらまし」

講師：岐阜北税務署 資産課税課 審理専門官 曾根愛彦氏

以上

岐阜産業会館への交通のご案内

●岐阜バス

JR 岐阜(ターミナル内)及び名鉄岐阜(新岐阜)乗り場より、「県庁」・「OKBふれあい会館」行きに乗車「産業会館前」下車。

●駐車場

無料駐車場(350台)があります。

〔2〕全国一斉不動産無料相談会について

平成30年度10月1日(月)に全国一斉不動産無料相談会を岐阜県下では2か所で開催します。お知り合いに不動産に関する法律・税金・建築・空き家等のお悩みの方がおみえになりましたら、是非お声をかけ下さいますようよろしくお願いいたします。弁護士・税理士等の専門家が無料でお答えします。

【開催日時】 平成30年10月1日(月) 10時00分～16時00分
(休憩12時00分～13時00分)

【開催会場】 ① 岐阜市役所 1階市民ホール
岐阜市今沢町18番地 TEL:058-265-4141
② 瑞浪市役所 市民相談室
瑞浪市上平町1丁目1番地 TEL:0572-68-2111

〔3〕全日本不動産協会「台湾不動産視察ツアー」について

全日本不動産協会より、平成30年度国際交流事業としてこれまで培ってきました成果を会員皆様で広める事を目的に、台湾不動産視察ツアーを開催いたします。ツアーでは台湾最大の不動産流通団体の全面協力を得て、不動産取引実務講習と物件視察を行い、現地不動産実務者との夕食会を通じて交流を促進し、ビジネスネットワークを構築できるよう企画しております。参加をご希望される方は、パンフレットを送付いたしますので、岐阜県本部事務局(TEL058-272-5968)までご連絡下さい。

【旅行期間】平成30年11月26日(月)～29日(木) 4日間
【募集対象】全日会員・その従業員並びにその家族(但し1社2名まで)
【募集人員】40名(最少催行人員15名)※定員になり次第締め切ります。
【申込み締切り日】平成30年9月28日(金)

〔4〕平成30年度第1回法定講習について

平成30年8月20日(月)に岐阜県産業会館にて、当協会主催の平成30年度第1回法定講習が無事行われました。次回は平成31年2月20日(水)に開催する予定です。宅地建物取引士免許更新対象の方は是非、当協会で開催します法定講習にご参加下さい。

〔5〕平成30年7月豪雨災害義援金について

当協会では7月に発生しました豪雨災害により被害を受けられた方々を支援するため、義援金を募らせていただきました。会員の皆様よりお寄せいただきました義援金は、一部は岐阜県本部で被災されました会員の方に、一部は岐阜県を通じ災害義援金として寄付させて頂きました。ご協力ありがとうございました。

〔6〕平成30年7月豪雨による災害に伴う宅地建物取引業法の特例措置について／岐阜県都市建築部建築指導課

国土交通省より、平成30年7月豪雨による被災地域の災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、宅地建物取引業の免許等の有効期限の延長等の特例措置の通知がありましたので、お知らせいたします。

【対象となる宅地建物取引業者】

- ・宅地建物取引業の免許の有効期間満了日が「平成30年6月28日から平成30年11月29日」までの宅地建物取引業者のうち、主たる事務所の所在地が特定被災地域内にある宅地建物取引業者の免許の有効期間の延長が平成30年11月30日まで延長されます。(ただし、平成30年7月26日時点で、岐阜県において免許更新処理済の者を除く。)

【免許申請の受付について】

- ・「交付されている免許証に記載されている有効期間満了日の90日前」から「平成30年10月31日」まで行うことができます。※災害特例措置用変更届に記入。

【岐阜県内の特定被災地域】

岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村

※なお、特例措置を受けられた方は、当協会（岐阜県本部）HPより変更届出書をダウンロードして、変更届出書に記入し、事務局まで提出願います。

【お問い合わせ】岐阜県本部事務局 TEL058-272-5968

〔7〕新規入会者・諸変更事項について

【新規入会者】新しく入会されました会員の方を紹介します。(8月分)

入会日	商号	事務所所在地	代表者氏名	T E L
			専任宅建士氏名	F A X
H30.5.23	(有)テクノエー	羽島市堀津町横手1-3-1	浅井 昇	058-398-5412
			浅井 俊光	058-398-5418

【諸変更事項】諸変更事項については次の通りです。

届出年月日	商号	変更事項	変更前	変更後
H30.8.9	永井建設(株)	代表者	永井 康貴	梅田 克彦
H30.8.23	(株)大古不動産	商号	てっぺい不動産	(株)大古不動産

〔8〕免許更新について

免許更新対象の方へは、免許申請書一式を送付しておりますので、お早目に更新をお済ませ下さい。

【平成31年1月更新分】

商号	代表者	免許有効期限(至)
(株)OHKENハウス	大久保 堅司	平成31. 1. 14

※なお、更新の済まれた方は、免許申請書の内、法人の場合＝第1面(要受付印)、第2面、第3面、添付書類(3)、(4)、(8)、個人の場合＝第1面(要受付印)、第3面、添付書類(3)、(8)の写しを郵送またはFAXにて事務局まで提出願います。新しい従業者証明書が必要な方は事務局までご連絡下さい。(1枚30円にて販売します。)

〔 9 〕 建築物防災週間における防災対策の推進について／岐阜県都市建築部建築指導課

岐阜県では建築物防災週間（平成30年度秋季）である平成30年8月30日（木）から9月5日（水）まで、各種施策を実施します。つきましては、本週間の趣旨をご理解頂き、建築物の防災対策の推進にご協力をお願いします。特に既存建築物に対する建築基準法第十二条第一項及び第三項に基づく定期報告の徹底を防災週間の重点事項として取り組みますので、ご協力お願い致します。詳細は[岐阜県庁](#)のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 [岐阜県建築物防災週間](#) [検索](#)

〔 10 〕 平成30年度住宅・土地統計調査に係る協力依頼について／岐阜県環境生活部統計課

総務省統計局により、平成30年10月1日現在で住宅・土地統計調査が実施されます。この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約370万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。調査期間中、統計調査員が調査書類を配布します。調査への回答は、インターネットでの回答又は紙の調査票での回答をお願いします。詳細は[総務省統計局](#)のホームページをご覧ください。

【調査期日】平成30年10月1日（月）

【お問い合わせ】 [住宅・土地統計調査](#) [検索](#)

〔 11 〕 岐阜県水源地域保全条例の周知について／岐阜県林政部治山課

岐阜県では平成25年度に県内の水源林保全を目的に「岐阜県水源地域保全条例」を制定し、水源地域における土地売買等について事前届出を義務づけています。現在、22市町村、255箇所が水源地域に指定されています。水源地域における土地の売買等の事案がある場合は、売主等に事前の届出義務がある旨を御助言いただけますようお願いいたします。詳細は[岐阜県庁](#)のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 [岐阜県水源地域保全条例](#) [検索](#)

〔 12 〕 麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施について／岐阜県健康福祉部薬務水道課

麻薬・覚醒剤乱用防止運動について、岐阜県においても平成30年10月1日～11月30日までの2か月間、啓発活動等を実施します。今年度は、特に、大麻及び覚醒剤について健康被害の恐れがある非常に危険な薬物であることを理解してもらえよう重点的に啓発宣伝をしていただきますようお願いいたします。